総合特別区域基本方針の一部変更について 【令和6年3月29日 閣議決定】

〇「令和6年度税制改正の大綱」(令和5年12月22日閣議決定)を踏まえ、 国際戦略総合特区に係る課税の特例措置の期限の延長について変更を 行い、併せて別表1及び別表2について所要の変更を行う。

1. 国際戦略総合特区における特別償却又は投資税額控除の特例措置の延長

・ 国際戦略総合特区において国際競争力の強化に資する事業(対象分野: 「環境保全」、「医療」、「産業技術」)の事業主体である法人が機械等を取得した 場合の法人税の特別償却又は税額控除について、<u>適用期限を2年間(令和8年</u> 3月31日まで)延長。

	対象資産	措置の内容
特別償却	機械・装置、開発研究用器具・備品	30%
	建物及びその附属設備並びに構築物	15%
税額控除	機械・装置、開発研究用器具・備品	8 %
	建物及びその附属設備並びに構築物	4 %

2. 別表1及び別表2の変更

・ 別表1及び別表2について、行政機関名の変更等に伴う字句の修正等を行う。